

廃棄物の分類について



● 廃棄物とは

占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要になったもののことを言います。

● 事業系廃棄物とは

廃棄物のうち、**事業活動**に伴って生じたもののことを言います。

事業活動とは

- 会社、商店、飲食店、工場、官公庁、学校、病院など、事業所が行う全ての活動が該当します。法人であるか、個人経営であるかの規模の大小は問いません。
- 本来の事業活動に随伴するものであれば、付随的に伴うものや不可避免的に伴うものを含みます。

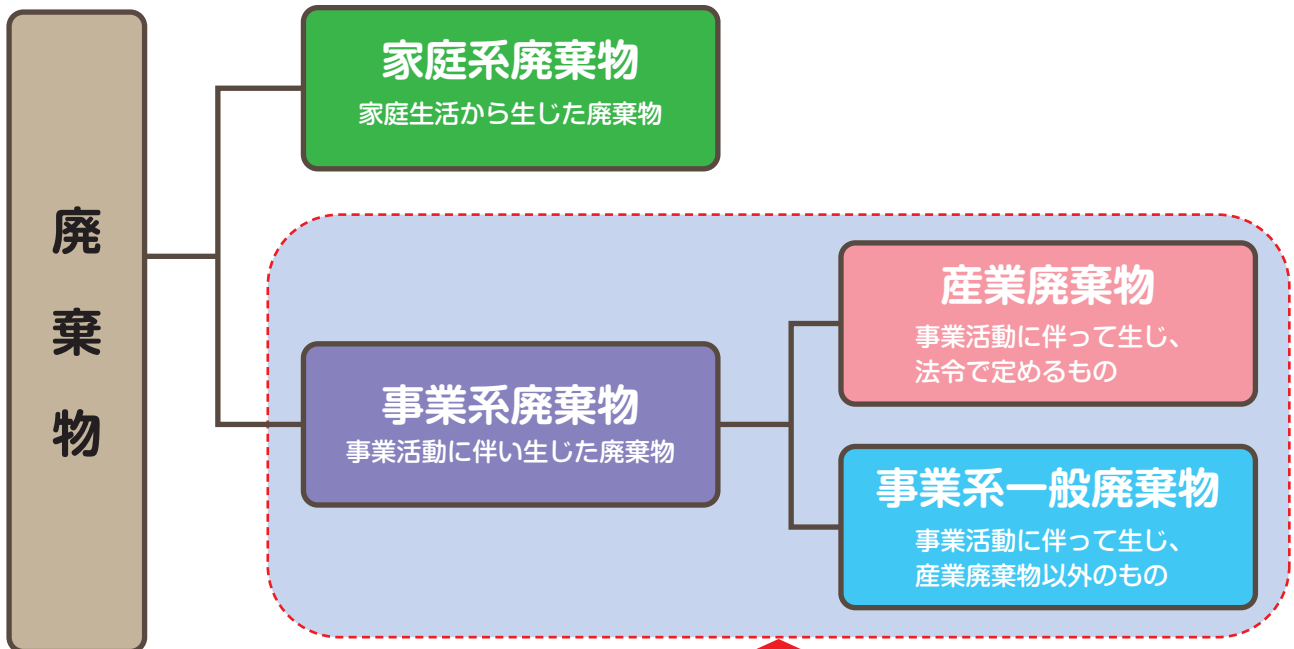
事業系廃棄物は、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分類されます。

産業廃棄物：事業活動により生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び政令で定められたものです。どの業種から排出されても産業廃棄物になるものと、特定の業種から出た場合のみ産業廃棄物になるものがあります（P5 参照）。

事業系一般廃棄物：事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。

爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を及ぼす性状を有するものは、特別管理廃棄物に分類されます。

廃棄物の分類イメージ



事業系廃棄物は事業者が責任をもって処理をする必要があります!!

特別管理産業廃棄物
特別管理一般廃棄物

爆発性、毒性、感染性、その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物または特別管理一般廃棄物に指定され、より厳しい基準に従って処理をしなければなりません。